○西和賀町水道事業給水条例

平成30年３月５日条例第４号

改正

令和元年６月13日条例第７号

西和賀町水道事業給水条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第５条―第10条）

第３章　給水（第11条―第20条）

第４章　料金及び手数料（第21条―第31条）

第５章　管理（第32条―第38条）

第６章　補則（第39条）

第７章　罰則（第40条―第41条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、西和賀町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　西和賀町水道事業の給水区域は、西和賀町水道事業の設置等に関する条例（平成29年西和賀町条例第15号）第２条第２項に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「事業管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

(１)　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

(２)　共用給水装置　２世帯又は２箇所以上で共用するもの

(３)　私設消火栓　消防用に使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第５条　給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、事業管理者の定めるところにより、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　給水装置工事について利害関係人がある場合は、申込者は、その者の承諾を得なければならない。

（給水装置工事の費用負担）

第６条　給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、施設した給水装置のうち公道に属する部分及び管理上特に必要とするものは、町に無償譲渡しなければならない。

２　事業管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第７条　給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の２第１項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により事業管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の承諾書の提出を求めることができる。

４　給水装置工事をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材料を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第５条に定める基準に適合させなければならない。

５　指定給水装置工事事業者に関する事項は、事業管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第８条　事業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第９条　事業管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(１)　資材費

(２)　運搬費

(３)　労務費

(４)　道路復旧費

(５)　工事監督費

(６)　工事雑費

(７)　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、事業管理者が別に定める。

（給水装置の変更等の工事）

第10条　事業管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

２　前項の場合において、給水装置の変更に要する費用は、配水管の移転等その工事の必要を生じさせた者の負担とする。ただし、事業管理者が町の費用で施行することが適当と認めたときは、この限りではない。

第３章　給水

（給水の原則）

第11条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

２　前項の給水を制限又は停止しようとするときは、事業管理者は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第12条　水道を使用しようとする者は、事業管理者が定めるところにより、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第13条　この条例に定める事項を処理させるため、事業管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者に対して、町内に居住する代理人を定め、事業管理者に届出させることができる。代理人に変更があったときも同様とする。

（管理人の選定）

第14条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、事業管理者に届け出なければならない。

(１)　給水装置を共有する者

(２)　給水装置を共用する者

(３)　その他事業管理者が必要と認めた者

２　事業管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（メーターの設置）

第15条　給水量は、町が設置したメーターにより計量する。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

２　メーターは給水装置に設置し、その位置は事業管理者が定める。

（メーターの貸与）

第16条　メーターは、事業管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し保管させる。

２　前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　水道使用者等は、メーターを亡失又は毀損した場合、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第17条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なければならない。

(１)　水道の使用を中止、廃止するとき。

(２)　水道の使用用途を変更するとき。

(３)　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

(１)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(２)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(３)　消防用として水道を使用したとき。

（私設消火栓の使用）

第18条　私設消火栓は、消防又は消防の演習若しくは事業管理者が特に認めた場合のほか、使用してはならない。

２　私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、事業管理者の指定する職員の立会いを要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第19条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水道水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、事業管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第20条　事業管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、請求者が実費額を負担する。

第４章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第21条　水道料金及びメーター使用料の合算額（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

２　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第22条　料金は、別表第１のとおりとする。

（料金の算定）

第23条　料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ事業管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に、メーターの検針（以下「検針」という。）を行い、その計量した使用水量をもって、その日の属する月分として算定する。

２　深雪、凍結その他の理由により事業管理者が必要と認めた場合は、検針を行わない月があり、基本料金をもって算定し、翌月以降の定例日に、検針を行い、後に精算することができる。ただし、事業管理者において認めたときは、検針を行わない月であっても基本料金を超えて算定することができる。

３　事業管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

（使用水量及び用途の認定）

第24条　事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(１)　メーターに異状があったとき。

(２)　料率の異なる２種類以上の用途に水道を使用するとき。

(３)　使用水量が不明のとき。

(４)　共用給水装置により、水道を使用するとき。

(５)　水道使用者等の責めによらない漏水があったと認められたとき。

(６)　積雪等により検針が不能のとき。

（特別な場合における料金の算定）

第25条　月の中途において水道の使用を開始し、又は中止若しくは廃止したときの料金は、１か月分として算定する。

２　月の中途においてその口径又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

（無届使用に対する認定）

第26条　第17条の規定による届出がなされず給水装置が使用された場合は、変更前の水道使用者等が引き続いて使用したものとみなす。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第27条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、事業管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、事業管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

２　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

（料金の徴収方法）

第28条　料金は、納入通知書及び口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、事業管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

（手数料）

第29条　手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(１)　第７条第１項の指定給水装置工事事業者の指定をするとき　20,000円

(２)　第７条第２項の設計審査（使用材料の確認を含む。）をするとき　１件につき1,000円

(３)　第７条第２項の工事の検査をするとき　１件につき100円

（加入金）

第30条　給水装置の新設又は増径（給水装置の改造で、メーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次に掲げる加入金を徴収する。

(１)　新設の場合　メーターの口径に応じ、別表第２に定める額

(２)　増径の場合　増径前後の各メーターの口径に対応する別表第２の額の差額に相当する額

２　加入金は、第５条の規定による承認の際、送付する納入通知書により指定期限内に納入しなければならない。

３　既納の加入金は還付しない。ただし、工事に着手する前に当該給水装置の新設又は増径の申込みの取下げ及びその承認が取り消された場合は、この限りではない。

（料金、手数料、加入金等の軽減又は免除）

第31条　事業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減又は免除することができる。

第５章　管理

（給水装置の検査等）

第32条　事業管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

２　前項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第33条　事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第５条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

３　前項ただし書に規定する確認に要する費用は、当該確認を受けようとする者の負担とする。

（給水の停止）

第34条　事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(１)　水道使用者等が、第９条の工事費、第22条の料金、その他この条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。

(２)　水道使用者等が、正当な理由がなくて、第23条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(３)　給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(４)　その他事業管理者が管理上特に必要があると認めたとき。

（給水装置の切離し）

第35条　事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(１)　給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。

(２)　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（給水装置操作の禁止）

第36条　メーター及び止水栓その他特に定められた給水装置は、事業管理者から指示された者又は職員以外これを操作してはならない。

（貯水槽水道の町の責務）

第37条　事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第38条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第６章　補則

（委任）

第39条　この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

第７章　罰則

（過料）

第40条　事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料に処することができる。

(１)　第５条の承認を受けないで、給水装置工事を行った者

(２)　正当な理由がなくて、第15条第２項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(３)　第19条第１項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

（料金を免れた者に対する過料）

第41条　事業管理者は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（西和賀町簡易水道事業給水条例の廃止）

２　西和賀町簡易水道事業給水条例（平成17年西和賀町条例第95号。以下「廃止前の条例」という。）は廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の日の前日までに、廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

４　廃止前の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料、加入金その他の費用の取扱いについては、廃止前の条例の例による。

５　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、廃止前の条例の例による。

（西和賀町下水道条例の一部改正）

６　西和賀町下水道条例（平成17年西和賀町条例第139号）の一部を次のように改正する。

第29条第２項中「西和賀町簡易水道事業給水条例（平成17年西和賀町条例第95号」を「西和賀町水道事業給水条例（平成30年西和賀町条例第４号」に改める。

附　則（令和元年６月13日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。

別表第１（第22条関係）

１　水道料金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 基本水量 | 基本料金 | 超過料金 |
| 家庭用 | 10立方メートルまで | 1,540円 | １立方メートルにつき154円 |
| 団体用 | 10立方メートルまで | 2,200円 | １立方メートルにつき220円 |
| 営業用 | 20立方メートルまで | 4,180円 | １立方メートルにつき198円 |
| 臨時用 | １立方メートルにつき | 440円 | |

２　メーター使用料

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | １月の使用料 |
| 口径13ミリメートル | 165円 |
| 口径20ミリメートル | 275円 |
| 口径25ミリメートル | 330円 |
| 口径30ミリメートル | 440円 |
| 口径40ミリメートル | 495円 |
| 口径50ミリメートル | 1,210円 |
| 口径75ミリメートル | 2,420円 |

付記

１　「家庭用」一般家庭用に使用するもの

２　「団体用」官公署、銀行、会社、事務所、学校、保育園、病院、医院等において使用するもの

３　「営業用」飲食店、料理店、旅館、豆腐製造業、鮮魚店、菓子製造業、理髪業、美容院、洗濯業、公衆浴場等で家庭用、団体用以外に使用するもの

４　「臨時用」興業、建設工事、祭典等のため臨時に工事を行い、又は既設給水装置より使用するもの

別表第２（第30条関係）

加入金

|  |  |
| --- | --- |
| 口径別 | 加入金 |
| 13ミリメートル | 22,000円 |
| 20ミリメートル | 33,000円 |
| 25ミリメートル | 55,000円 |
| 30ミリメートル | 110,000円 |
| 40ミリメートル | 220,000円 |
| 50ミリメートル | 330,000円 |
| 75ミリメートル | 770,000円 |